

## 【我が国の短期大学の特長】

## ・学位が取得できる短期高等教育機関

→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること

## ・教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関

→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること

## ・職業能力を育成する高等教育機関

→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること

## ・小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関

→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること

## ・アクセスしやすい身近な高等教育機関

→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること

## ・教育の質が保証された高等教育機関

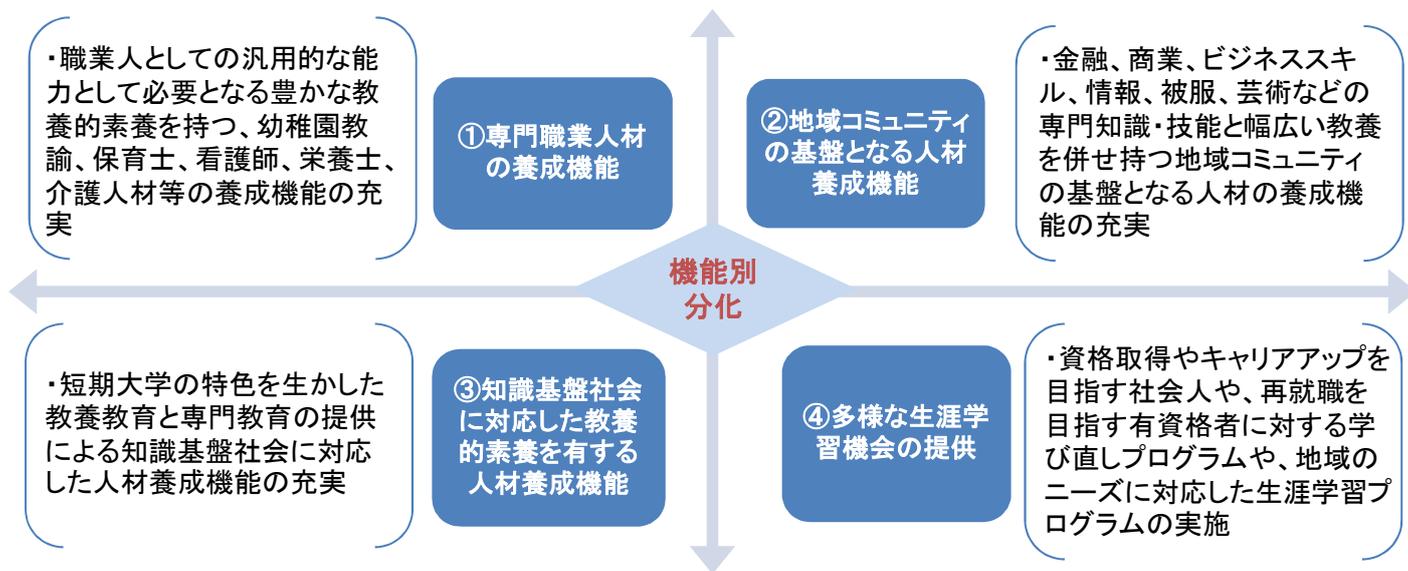
→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

## 【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

## 【短期大学における当面の機能別振興方策】

- 短期大学の特長な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。



必要な基盤経費を確保しつつ、**自ら機能を選択し**、社会的要請に応える  
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

## ① 産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援

→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援

## ② 地方創生のリード役となる短期大学の支援

→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援

## ③ 大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援

→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

↓

**地方の創生  
女性の活躍  
高等教育の機会均等の確保**